



マネージメント・レター No.7 組織再編による取引の影響

組織再編(主に①合併、②会社分割、③事業譲渡、※株式分割)の場面では、御社が当事者とならなくても、(1)御社の株主、(2)取引先、(3)出資先法人等でこれらが実施された場合、下記に記載しておりますように、御社にとってもその影響は少なからず存在します。(経営しやすい、或いはしづらい)

アベノミクスによる景況感の上昇、消費税改正による税負担増加など、社会環境は刻々と変化を続けており、今後も、様々な景気対策が打ち出され、大企業、中小企業、零細企業、各企業における経営戦略・経営判断の一つとして組織再編を取り入れるケースは、より一層、増加する事が予想されます。

組織再編等を実施した(上記、①、②に関しては特に)取引先などからは、おおよそ案内文・挨拶文等の書類が送付されてきます。御社の税務相談(経営相談)においても重要な判断材料になりますので、その際には、是非、担当者へお知らせください。

取引関連の想定される影響の代表例

1 株主が法人の場合(持株 51%超)

・株主の発言力が強くなる

- ⇨ 内部統制書類等の整備(各規程・規則)
- ⇨ 会計処理の厳格化(企業会計基準・税効果会計等)

事務処理、人員整備
(コストの増加又は減少)

2 取引先の場合

・信用調査等の厳格化、受取サイト(支払いサイト)、請求締日等の変更

- ⇨ 基本取引契約の条件変更
- ⇨ 資金調達を要する(内部資金・外部資金)

資金管理、資金繰り
(キャッシュフロー)

3 出資等している法人等

・組織再編後に株式分割が行われる

- ⇨ 株主の影響力を弱める
- ⇨ 配当の抑制

発言力の低下

平成 26 年度法人税改正において、事業再編の際に出資した、出資金や貸付金などが準備金繰り入れを通して損金処理できる制度なども整備されております。事業再編とは関連ありませんが、他にも、建物が即時償却できるような、かなりインパクトのある税制なども整備されました。これら政策が奏功して力強い経済を維持できることを願うばかりです。